

基礎研 レポート

スマホ競争促進法の指針

Digital Markets Act との比較

保険研究部 研究理事 松澤 登

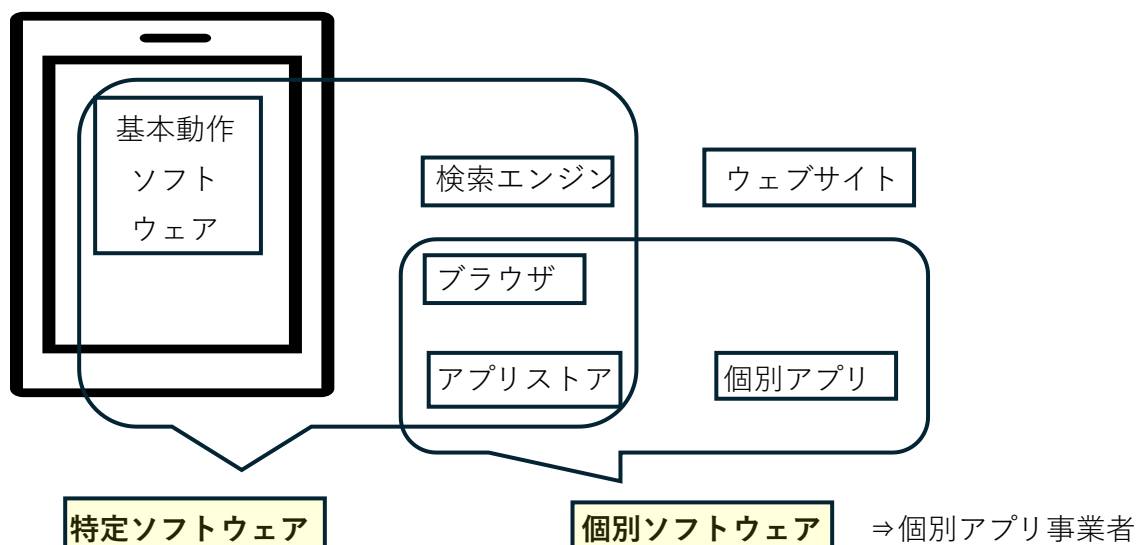
(03)3512-1866 matuzawa@nli-research.co.jp

1—はじめに

2024 年度通常国会（第 213 回）において「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」（以下、「法」）が成立し、2025 年 12 月 18 日に施行される予定となっている。

法は、特定ソフトウェア（基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン）事業者を公正取引委員会が指定し（これを指定事業者という）、指定事業者による個別ソフトウェア（個別アプリ、アプリストア、ブラウザ）事業者に対する一定の行為を禁止し、あるいは措置を行うべきことを定める（各サービスを表したものが図 1。本稿の図はすべて筆者作成）。すなわち、個別ソフトウェアは指定事業者の運営するプラットフォームで事業活動を行うことから、指定事業者が個別ソフトウェア提供者の事業活動を不当に制限することがあり、それを防止するというのが法の趣旨である。

【図 1】 特定ソフトウェアと個別ソフトウェア



ここでアプリストアとブラウザとは特定ソフトウェアと個別ソフトウェアの双方に出てくることに留意が必要である。すなわち競争促進のため行為規制を受ける主体であると同時に、その競争を確保される対象でもあるということである。また、ウェブサイト事業者は、個別ソフトウェア事業者には含まれないものの、ブラウザ指定事業者等からの一定の行為が禁止されることとされている。

法案段階での詳細については、過去のレポートを参照されたい¹。法については政令、施行規則、指針が2025年7月29日に確定した²。本稿では指針の概要について解説するが、特に関心が集まると考えられる禁止項目（法5条～法9条）に焦点を当てる。

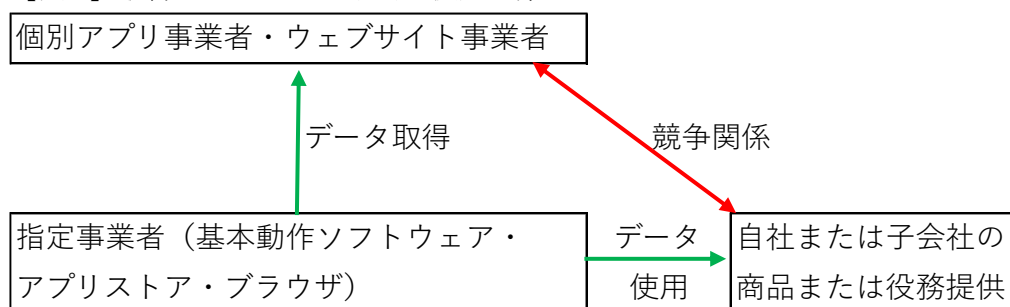
また、法は2022年11月に施行されたEUのDigital Markets Act（デジタル市場法、DMA）制定を受けて立法化された。DMAでは指定を受けた巨大なプラットフォームの提供者（DMAではGate Keeper、以下、「GK」）が、その運営するプラットフォーム（DMAでは、Core Platform Services、以下、「CPS」）での一定の行為が禁止され、また一定の措置をとるべきことが定められている。DMAの規制対象はスマホのソフトウェアに限定されておらず、オンライン仲介サービスであるAmazonなども規制対象となるが、プラットフォーム提供者の行為を規制するという側面では類似の規制となっている。本稿では法とDMAを比較しつつ、解説を行いたい。

2——法5条(取得したデータの不当な使用の禁止)

1 | 法5条の概要

法第5条は、指定事業者（基本動作ソフトウェア、アプリストア又はブラウザに係る指定を受けたもの）が、その特定ソフトウェアの提供等に伴い取得した他の事業者（個別アプリ事業者・ウェブサイト事業者）からのデータを、当該他の事業者と競争関係にある商品又は役務の提供のために自ら（子会社含む）使用することを禁止している（図2）。

【図2】取得したデータの不当な使用の禁止



¹ 基礎研レポート「スマートフォン競争促進法案—日本版 Digital Markets Act」 <https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=78607?site=nli> 参照。

² 公正取引委員会 https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jul/250729_smartphone.html 参照。

2 | 考え方(データの種類)³

上記図2の通り、規制の対象となる指定事業者は基本動作ソフトウェア(OS、例としてiOS、Android) 指定事業者、アプリストア(例として App Store、Google Play) 指定事業者、ブラウザ(例として Chrome) 指定事業者である。これら指定事業者が取得する可能性のある共通のデータとしては、利用者の属性(年齢、性別、居住地等)やスマートフォンの識別子(ID、クッキー等)あるいは支払情報などが含まれる。

そのほか、基本動作ソフトウェアおよびアプリストアにかかるデータの例としては、個別アプリのダウンロード、インストールやアンインストールなどの情報がある。また、ブラウザにかかるデータの例としては利用者の閲覧履歴やダウンロード履歴などがある。

3 | 想定される例⁴

例として、OS上で提供される周辺機器向けアプリ(例: スマートウォッチ用ソフトウェア)の利用状況データを活用し、類似の周辺機器を開発することが想定される。

また、アプリストア指定事業者については、類似の個別ソフトウェアの課金情報を利用して、自社アプリの宣伝活動を重点的に行ったケースが挙げられている⁵。

4 | 小括(DMA との比較等)

本条はDMA6条1項に相当する。同項は、GKが、ビジネスユーザーによるGKのCPS利用、あるいはCPSと一体で提供されるサービス利用によって生じた情報あるいは提供された情報を、ビジネスユーザーとの競争に利用してはならないとする。

この点に関連して、EUではGKがそのプラットフォーム上で他の事業者提供され、あるいは生成された情報の流用が競争法上問題となったことがある(DMA 施行前の事例)。それは、(スマートフォン関係ではないが)Amazonが自社プラットフォーム(MarketPlace)で販売活動を行う第三者販売者(third-party seller)の非公表情報を、自社の販売事業に利用していたケースである。これを欧州委員会が問題視し、結果的にはAmazonが非公表情報を利用しないとする確約計画を提出することで解決を見た⁶。

3——法6条(個別アプリ事業者に対する不公正な取り扱いの禁止)

1 | 法6条の概要

基本動作ソフトウェア指定事業者およびアプリストア指定事業者が、個別ソフトウェアの仕様等の表示の方法に係る条件その他の利用条件に基づく取引の実施について、不当に差別的な審査その他の不公正な取り扱いをすることは禁止される(図3)。

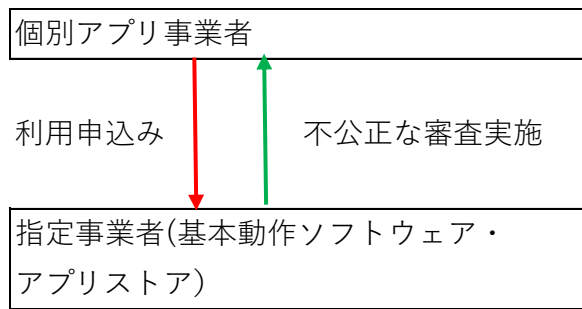
³ 指針 p5～p8

⁴ 指針 p10

⁵ ブラウザ指定事業者についての事例は挙げられていない。

⁶ 基礎研レポート「EUにおけるAmazonの確約計画案—非公表情報の取扱など競争法事案への対応」<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=73040?site=nli> 参照。

【図3】 不公正な取り扱い（審査のケース）



2 | 考え方⁷

(1) 対象となる審査

以下の二つのケースが想定されている。

- ・アプリストア指定事業者が個別ソフトウェアに対して行う審査
- ・基本動作ソフトウェア指定事業者が代替アプリストア（あらかじめスマートフォンにインストールされているアプリストアでないもの）経由で提供される個別ソフトウェアに対して行う審査

(2) 審査項目

審査項目として正当なものとして挙げられているのは、サイバーセキュリティ確保、公序良俗にかかわるもの（ヘイトスピーチや差別的表現など、人権に配慮を欠くコンテンツの防止）、ダークパターン（意図的に消費者に不利な選択をさせるサイトの作り等）の防止の観点からなされるものである。これら以外の審査項目、例えば表示等の統一性を確保するためなどに関する審査基準は公正な競争の観点から可否が判断される。

(3) 不当に差別的な取扱い

「不当に差別的な取扱い」とは、基本動作ソフトウェア指定事業者又はアプリストア指定事業者が、合理的な理由なく、個別アプリ事業者に対して自己と異なる取扱いをし、又は一部の個別アプリ事業者について他の個別アプリ事業者と異なる取扱いをすることをいう。

3 | 想定される例⁸

基本動作ソフトウェアにかかる差別的取り扱いの例としては、指定事業者が代替アプリストアを利用する個別ソフトウェアに対して審査等を行う場合に、特定の個別アプリ事業者に対してのみ、追加的な審査項目を設けることが挙げられている。そのほか、合理的な理由がないのに個別ソフトウェアの利用を拒否したり、審査を長期化させたりする場合などが挙げられている。

アプリストアにかかる差別的取り扱いとしては、指定事業者が、個別アプリ事業者が不適切なコンテンツを提供しているなど特段の事情がないにもかかわらず、審査期間を長期化することが挙げられている。

⁷ 指針 p12～p15

⁸ 指針 p15～p19

4 | 小括(DMA との比較等)

本条は DMA6 条 12 項に相当する。同項は、GK が、ビジネスユーザーが指定 CPS であるアプリストア、オンライン検索エンジン、オンライン SNS へのアクセスするにあたって公平、合理的かつ非差別的な一般条件を適用しなければならない(6 条 12 項)とする。

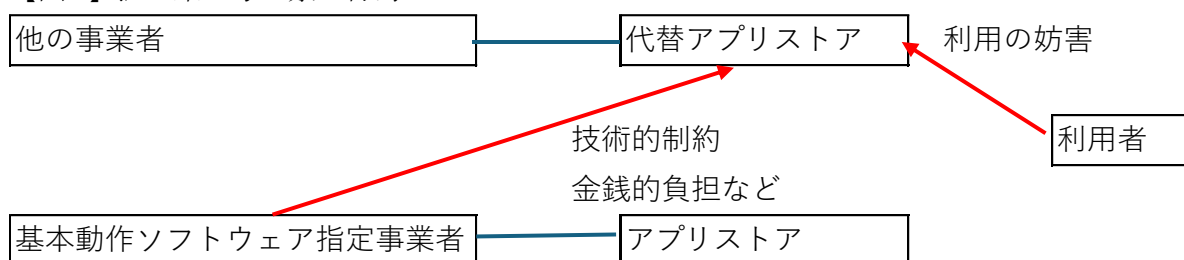
事例としては、Epic Games が Apple 外の決済手段を可能とするアプリを提供したため、Apple が自社アプリストアから Epic のアプリを削除したことがあったが、これを欧州委員会は問題視した⁹。この事例は日本でいえば、後述法 8 条 1 号違反にも該当すると思われるが、アプリストアから排除した行為には正当な理由が存在しないことから法 6 条にも違反する。

4——法 7 条 1 号(基本動作ソフトウェア指定事業者の妨害行為の禁止)

1 | 法 7 条 1 号の概要

法 7 条 1 号は対象を基本動作ソフトウェア指定事業者としている。禁止行為は以下の 2 つである(図 4)。

【図 4】法 7 条 1 号の禁止行為



① アプリストアを基本動作ソフトウェア指定事業者（子会社を含む）が提供するものに限定すること

② 他の事業者が代替アプリストアを提供することを妨げること、また利用者が代替アプリストアを利用することを妨げること

スマートフォンには初期設定されたアプリストア（Apple は App Store、Google は Google Play）がある。これら以外の代替アプリストアからアプリをダウンロードすること（サイドローディングという）については従来より Google が認めていたのに対し、Apple は認めていなかった。法 7 条 1 号は基本動作ソフトウェア指定事業者に対してサイドローディングを可能にすべきことを定めている。

2 | 考え方¹⁰

4 の 1 の①でいう「限定する」行為には、指定事業者と利用者との間の規約で代替アプリストアの利用を禁止する行為や、指定事業者の採用する技術的仕様で代替アプリストア提供を不可能とする行

⁹ 基礎研レポート「デジタル・プラットフォームと競争法(4)－Apple を題材に」 <https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=68021?site=nli>

¹⁰ 指針 p21～p22

為を含むとする。

4 の 1 の②の「妨げる」行為には、代替アプリストアの利用を認めつつ、不合理な技術的制約や契約上の条件を課すことなど代替アプリストアの提供・利用を実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為を含むとする。

3 | 想定される例¹¹

上記考え方に出てきている行為に加え、例えば以下のような行為が禁止行為として想定されている。

- ・代替アプリストアの提供を行う他の事業者に対して事業規模や財務状況の審査項目にきわめて限定的になるような高い水準を設定すること。

4 | 小括(DMA との比較等)

本号に関連する DMA の条文は 6 条 4 項である。同項では、GK は、CPS 経由以外の方法で第三者アプリまたはアプリストアへアクセスすることを認めなければならない。そしてエンドユーザーが自身のデフォルトとして第三者アプリやアプリストアを設定することを妨げてはならないというものである。

欧州委員会は 2024 年 6 月 24 日、Apple が開発者に対し、代替アプリストアを提供したり、代替アプリストアを通じてアプリを提供したりする際に課した契約条件について、DMA を遵守するものかどうか調査を開始したことを年次報告の中で触れている¹²。

5——法 7 条等にかかる正当化事由

1 | 正当化事由に係る規定

法 7 条各号および法 8 条 1 号～3 号においては、正当化事由が定められている。文言上は各条文に該当しても、以下の正当化事由がある場合は問題とはされない。

- ① スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保
- ② スマートフォンの利用者に係る情報の保護
- ③ スマートフォンの利用に係る青少年の保護（以上、7 条柱書かつこ内、8 条柱書）
- ④ スマートフォンの動作の著しい遅延その他のスマートフォンの異常な動作の防止
- ⑤ スマートフォンを利用して行われるとばくその他の犯罪行為の防止（以上、政令 2 条）

2 | 考え方¹³

上記①につき、例えば悪質なソフトウェア（マルウェアやランサムウェア等）対策を行わない代替アプリストアが基本動作ソフトウェア指定事業者の OS において提供されることを防ぐためといった事由などが挙げられている。

¹¹ 指針 p23～p24

¹² 基礎研レポート「EU デジタル市場法の施行状況－2024 年運営状況報告」<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=83093?site=nli> 参照。

¹³ 指針 p25～p29

上記②～⑤の考え方も列挙されているが省略する。

3 | 正当化事由にかかる想定例¹⁴

(1) 正当化事由があると認められる場合

基本動作ソフトウェア指定事業者が、OS において利用される代替アプリストアに対して、サイバーセキュリティの確保等の観点から必要な基準に照らした審査等を行い、当該代替アプリストアが審査基準を満たしていない場合には、当該基本動作ソフトウェアにおける当該代替アプリストアの提供を禁止することが挙げられている。

また、基本動作ソフトウェア指定事業者が、年齢制限のある個別ソフトウェアの利用や保護者の意図しない重課金及び誤課金を防ぐといったスマートフォンの利用に係る青少年の保護の観点から、未成年者の利用者においては、保護者の同意に基づき、代替アプリストアを利用することを制限するための設定（いわゆるペアレンタルコントロール機能）を可能にすることが挙げられている。

(2) 正当化事由がないと認められる場合

スマートフォンの利用者が代替アプリストアのダウンロードを行おうとする際に、いずれの代替アプリストアに対しても審査等を行うことなく一律に、指定事業者が、サイバーセキュリティの確保や利用者情報保護の観点から安全ではないことから利用を控えるように促す旨の警告表示を行うことが挙げられている。

4 | 小括(DMA との比較等)

このような正当化事由については DMA にも存在する。例えば代替アプリストアの利用に関しては、ハードウェアや OS の完全性を危険にさらすことのないように手段を採ること、およびエンドユーザーのセキュリティ確保のための手段を採ることは否定されない。ただし、これらの手段は比例的で GK によって正当化される必要がある（DMA6 条 4 項）とされている。

上述の通り、Apple はサイドローディング（代替アプリストアを利用したアプリのダウンロード）を一切認めていなかった。この理由としては、モバイルマルウェアとそれにより生じるセキュリティとプライバシーへの脅威が挙げられている¹⁵。しかし、このような主張により一切の代替アプリストアからのダウンロードが認めないとする取扱いは、DMA も法も禁止するところである。

6——法 7 条 2 号(OS 機能の利用を妨げることの禁止)

1 | 法 7 条 2 号の概要

法 7 条 2 号は、基本動作ソフトウェア指定事業者が、個別ソフトウェアの提供に利用する OS 機能 について、同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用することを妨げること（図 5）

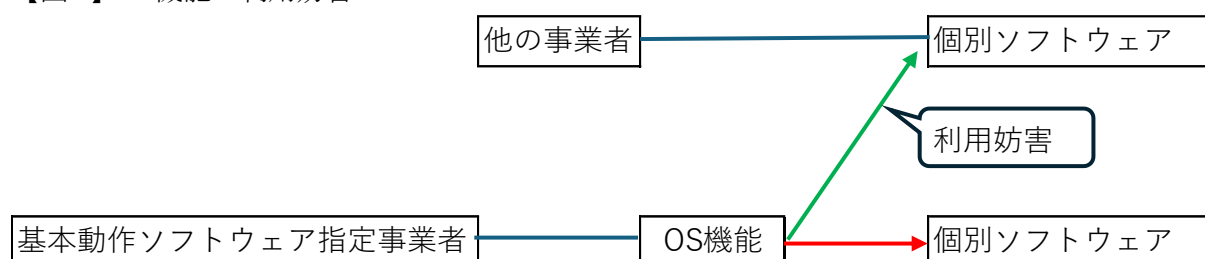
¹⁴ 指針 p30～p33

¹⁵ Apple の見解（2021 年 10 月）

https://www.apple.com/jp/privacy/docs/Building_a_Trusted_Ecosystem_for_Millions_of_Apps_A_Threat_Analysis_of_Side_Loading.pdf

を禁止している。

【図 5】 OS 機能の利用妨害



2 | 考え方¹⁶

OS 機能とは、例えば、スピーカー、マイク等の音声機能、データ等の通信機能、スマートフォンの利用者に係る生体認証機能、位置情報の測位機能、文字入力機能、個別ソフトウェアを起動させる機能、スマートフォンと外部接続機器とのペアリング機能などが含まれ得る。

禁止される行為としては、直接的に OS 機能を利用させない行為のほか、他の事業者が OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用すること自体は認めつつ、当該他の事業者に合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すことなどによって、他の事業者が OS 機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用することを実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為が挙げられている。

3 | 想定される例¹⁷

指定事業者が、非接触型決済を可能とする決済アプリの提供に利用する NFC（近距離無線通信、Suica など）機能について、他の事業者が決済アプリの提供に利用するために必要な API 等を提供しないことが挙げられている。

また、指定事業者が、指定事業者等が決済アプリの提供に利用する生体認証機能について、他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用することを利用規約等において禁止することなどが事例として挙げられている。

4 | 小括(DMA との比較等)

DMA にも同様の規定がある。具体的には、GK は、サービスの提供者とハードウェアの提供者に対して、無償で、効果的な相互運用または相互運用目的のアクセスを提供しなければならない。これらは指定 OS やバーチャルアシスタント経由でアクセスされる GK のサービスやハードウェアへのアクセスや相互運用性と同程度でなければならない（DMA6 条 7 項）とされている。

具体的には、2020 年 10 月に Apple が iPhone の NFC 機能を Apple Pay に限定していたこと等につき欧州委員会が競争制限的であるとの暫定的見解を発出した事例がある¹⁸。なお、現状、iPhone におけ

¹⁶ 指針 p35～p37

¹⁷ 指針 p37～p42

¹⁸ 基礎研レポート「EU のデジタル市場法の公布・施行—Contestability の確保」<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=72386?site=nli> 参照。本件はその後、Apple の NFC 開放によって案件としては収束した。

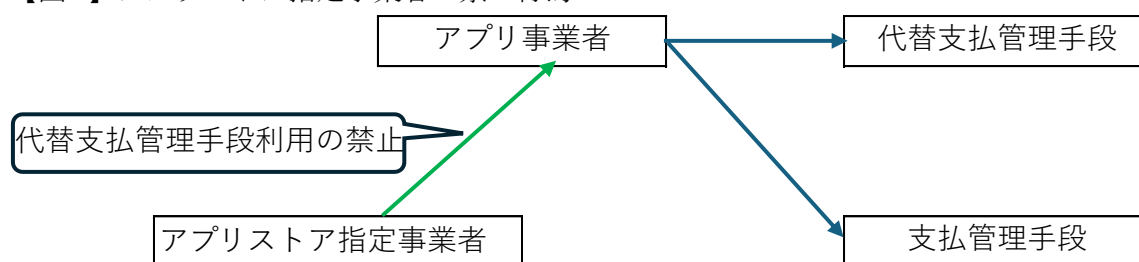
る NFC 機能は他の事業者にも開放されている。

7——法 8 条 1 号(アプリストアに係る指定事業者の禁止行為その 1)

1 | 法 8 条 1 号の概要(代替支払管理手段役務等の利用を妨げることの禁止)

法第 8 条第 1 号は、アプリストア指定事業者が、当該アプリストアにおいて、指定事業者が提供する支払管理役務以外の支払管理役務（代替支払管理役務）を個別アプリ事業者が利用することを制限することを禁止している（図 6）。

【図 6】アプリストア指定事業者の禁止行為



2 | 考え方¹⁹

支払管理手段とはスマートフォンの利用者が、個別ソフトウェアを通じて販売されているゲームアイテム等のデジタルコンテンツを購入したり、サブスクリプションサービスの決済を行ったりする際に用いられるサービスであって、いわゆるアプリ内課金システムと呼ばれるものである。

問題となるのは、ひとつはアプリストア指定事業者が、支払管理役務を指定事業者等が提供するものに限定する行為である。もうひとつは代替支払管理役務等を利用すること自体は認めつつ、個別アプリ事業者に合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すことなどによって、代替支払管理役務等の利用を実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為である。

3 | 想定される例²⁰

指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、アプリストアを利用するための審査等において、指定事業者等が提供する支払管理役務のみをその決済のために利用することを求める条件を設けることが挙げられている。

また、指定事業者が、代替支払管理役務等を利用しようとする個別アプリ事業者に対し、自らのアプリストアで当該個別ソフトウェアを提供するためのアプリ開発環境を提供しないことが挙げられている。

4 | 正当化事由にかかる想定例²¹

¹⁹ 指針 p47～p48

²⁰ 指針 p48～p50

²¹ 指針 p50～p52

正当化される例として、指定事業者が、個別アプリ事業者が利用しようとする代替支払管理役務等について、犯罪防止の観点から必要な範囲で、クレジットカード情報といった決済情報に係る適正な取扱いを行っている」と認められる代替支払管理役務等のみに限定するための要件を設けることが挙げられている。

他方、正当化されない事例としては、サイバー攻撃によるクレジットカード情報の漏えいのリスクが上昇するという問題等を理由に、個別アプリ事業者による代替支払管理役務等の利用について、指定事業者が審査等を行うことなく一律に禁止することが挙げられている。

5 | 小括(DMAとの比較等)

DMAにも同様の規定がある。具体的に、GKはエンドユーザーまたはビジネスユーザーに対して、識別サービス、ブラウザ、支払いサービス、アプリ内支払技術の利用・相互運用を強制してはならない(DMA5条7項)とする。

代替支払管理手段に関しては、一般にアンチステアリングの一環として論じられている。ただ、米国のEpic社対Appleの事案では、EpicがAppleに無断で代替支払管理手段をアプリ内に導入したことに対しAppleがEpicのアプリを削除したことが判決上検討されている。この点につき、カリフォルニア連邦地裁はAppleによる支払管理手段の義務化についての合理性を認めなかった²²。

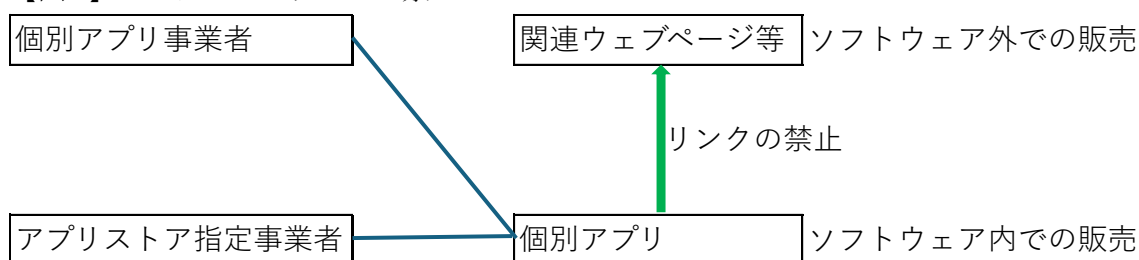
8——法8条2号(アプリストアに係る指定事業者の禁止行為その2)

1 | 法8条2号の概要(関連ウェブページ等における取引等を妨げることの禁止)

法8条2号は個別アプリ事業者が個別ソフトウェアの内と外（関連ウェブページ等）の両方で同一のデジタルコンテンツ等の販売を行っている場合において、関連ウェブページへのリンクを含めないこと等を利用条件とすること、および利用者が関連ウェブページ等を通じて商品を購入することを妨げることを禁止している。これは一般にアンチステアリング条項と呼ばれるもので米国あるいは欧州でも問題となったものである。

法7条1号(上記4の1)との相違は、7条1号が、基本動作ソフトウェア指定事業者が代替アプリ利用を排除することを禁止するのに対して、8条2号はアプリストア指定事業者が個別アプリ事業者に対して制限を課すことを禁止するものである。

【図7】アンチステアリングの禁止



²² 基礎研レポート「エピックゲームズ対 Apple 地裁判決—反トラスト法訴訟」<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=69124?site=nli> 参照。

2 | 考え方²³

本号が問題とするのは、典型的には、個別アプリ事業者が個別ソフトウェアの内（個別ソフトウェア）と外（関連ウェブページ等）の両方で同一のデジタルコンテンツ等の販売を行っている場合である。個別アプリ事業者がアプリ内ではなく、アプリ外の関連ウェブページ等への利用者誘導を制限することが禁止される。

3 | 想定される例²⁴

関連ウェブページ等の情報を表示させないケースの例としては、指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、アプリストアの利用条件として、関連ウェブページ等を通じて提供するデジタルコンテンツの価格、値引額、値引率を含むセール又は特典情報等の外部誘導情報を個別ソフトウェア内で表示することを禁止することが挙げられている。

同じく禁止される事例として、指定事業者が、関連ウェブページ等における商品又は役務の提供を行っている個別アプリ事業者の個別ソフトウェアについてアプリストアにおけるランキングの上位に表示しないようにすることにより、関連ウェブページ等における商品又は役務の提供を困難にすることなどが挙げられている。

4 | 正当化事由にかかる想定例²⁵

指定事業者が、スマートフォンの利用者が、リンクアウトする際に、本物のウェブサイト に似せた偽のサイトに移動するリスクについて中立的な表現で注意喚起する説明するポップアップを表示することには正当化事由があり、利用者の関連ウェブページ経由での購入を妨げるものには該当せず、認められるとする。

5 | 小括(DMA との比較等)

DMA にも同様の規定がある。具体的に、GK は、ビジネスユーザーが GK の CPS で獲得したエンドユーザーに対して、CPS あるいは他のチャネルを利用して、GK の CPS での条件と異なる条件で行うことも含め、エンドユーザーと通信し、勧誘を行って契約を締結することを無料で認めなければならない (DMA5 条 4 項)。

EU では、Apple が音楽ストリーミングサービス事業者である Spotify に対して代替となる支払管理システムを利用させなかったことが競争制限的であるとして制裁金を付加した事例がある²⁶。米国では上述の通り、Epic 社対 Apple の事例がある²⁷。

²³ 指針 p53～p56

²⁴ 指針 p56～p59

²⁵ 指針 p59～p60

²⁶ 基礎研レポート「EU における Apple への制裁金納付命令ー音楽ストリーミングアプリに関する処分」 <https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=78251?site=nli> 参照。

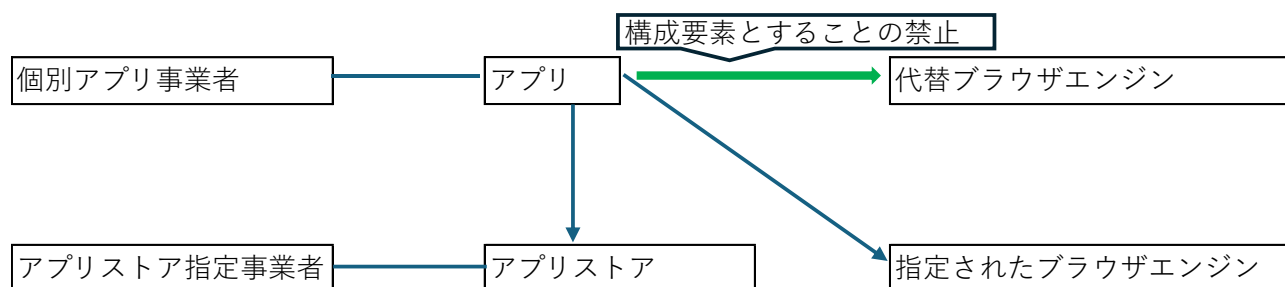
²⁷ 本件に関する最近の動きとして、基礎研レポート「Apple に対する再差止命令と刑事立件の可能性ーアンチステアリング条項」 <https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=82094?site=nli> 参照。

9——法8条3号(アプリストアに係る指定事業者の禁止行為その3)

1 | 法8条3号の概要(代替ブラウザエンジンの採用を妨げることの禁止)

法第8条第3号は、アプリストア指定事業者が、アプリストア利用にあたり指定事業者等自身が提供するブラウザエンジンを個別ソフトウェアの構成要素とすることを条件とすること等を禁止する(図8)。これは、個別アプリ事業者による多様な個別ソフトウェアの提供を通じ、個別ソフトウェアに係る競争を促進しようとするものである。

【図8】代替ブラウザエンジンの採用を妨げることの禁止



2 | 考え方²⁸

本号で禁止されるのは、アプリストア指定事業者が、アプリストアを通じて提供する個別ソフトウェアにおいて採用できるブラウザエンジンを指定事業者等が提供するものに限定する行為である。

これらの行為には、個別アプリ事業者に合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すことなどによって、個別アプリ事業者が代替ブラウザエンジンを採用することを実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為を含む。

3 | 想定される例²⁹

指定事業者が、アプリストア経由で個別ソフトウェアを提供するための審査等において、代替ブラウザエンジンの採用を禁止する審査項目を設けること等が挙げられている。

4 | 正当化事由にかかる例³⁰

アプリストアを経由してブラウザ以外の個別ソフトウェアを提供する事業者が極めて多数に上ることから、指定事業者が、それらの個別ソフトウェア経由でウェブページを表示するためのブラウザエンジンを原則として指定事業者等のブラウザエンジンに統一することとしつつ、代替ブラウザエンジンを採用しようとする個別アプリ事業者に対しては、サイバーセキュリティの確保等の観点から一定の要件（例えば、指定事業者と同等の脆弱性対応を行っているか否か、ペアレンタルコントロール機

²⁸ 指針 p62

²⁹ 指針 p63～p64

³⁰ 指針 p64～p66

能が機能するか否か) を設け、当該要件を満たすか否かの審査等を事前に行った上で、当該代替ブラウザエンジンの採用の可否を判断することが正当化事由として挙げられている。

5 | 小括(DMA との比較等)

DMA ではウェブブラウザの強制について上述の通り、5 条 7 項で禁止している。ウェブブラウザはそれぞれの検索エンジンによって仕様が定まるので、ビジネスユーザーにとって指定事業者に対する依存度を高めるものとなることから禁止される (DMA の前文 43)。

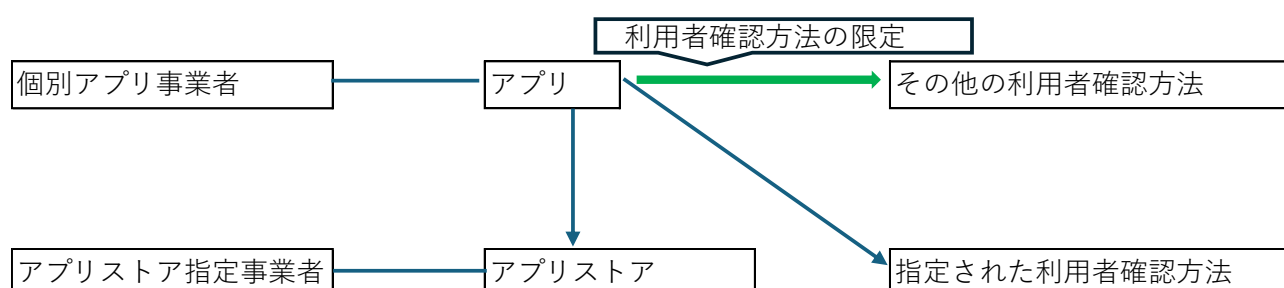
また、6 条 12 項では、GK は、ビジネスユーザーに対して、指定 CPS であるアプリストア、オンライン検索エンジン、オンライン SNS へのアクセスについて公平、合理的かつ非差別的な一般条件を適用しなければならないとしており、自社の提供するブラウザを義務付ける行為は本項にも違反すると解される。

10——法 8 条 4 号(アプリストアに係る指定事業者の禁止行為その 4)

1 | 法 8 条 4 号の概要(指定事業者の利用者確認の方法の利用強制の禁止)

法第 8 条第 4 号は、アプリストア指定事業者が、アプリストアにおいて、指定事業者等が提供する利用者確認の方法のみを使用することを利用条件とすることを禁止している (図 9)。

【図 9】 指定事業者の利用者確認の方法の利用強制の禁止



2 | 考え方³¹

利用者確認の方法とは、会員登録を要する個別ソフトウェアにおいては、スマートフォンの利用者が会員登録済みの者であるか否かを識別するために、当該利用者のメールアドレス等の入力进行を求め、これに加えて、パスワード又はこれに代わるものとして指紋情報といった生体情報を入力することで、スマートフォンの利用者の識別を行うための方法をいう。

法 8 条 4 号は利用者確認をアプリストア指定事業者が提供するものに制限することを禁止する。

3 | 小括(DMA との比較等)

DMA では上述した 5 条 7 項が識別サービスの利用強制を禁止している。識別サービスは個別ソフト

³¹ 指針 p66～p67

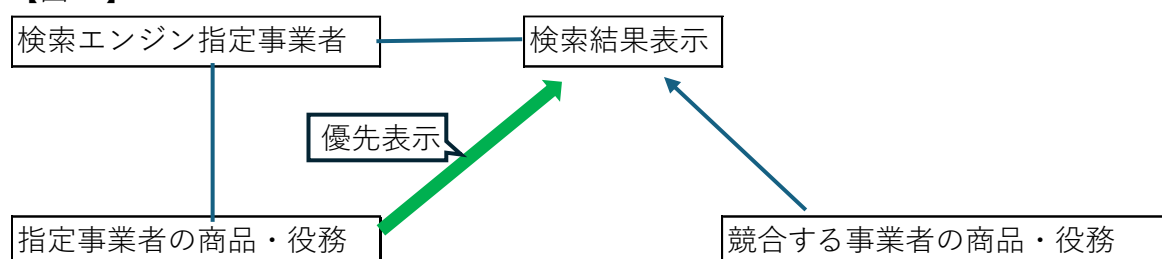
ウェアの運営事業者にとって事業運営上必須のものであり、かつこれらにより事業の最適化が可能となるものである（DMA 前文 43）。アプリストア指定事業者が自社の識別システムを強制することで個別アプリ事業者の依存度が高まり、競争上の制約条件となることから禁止されている。

11——法 9 条(検索エンジン指定事業者の禁止行為)

1 | 法 9 条の概要

法第 9 条は、検索エンジン指定事業者（子会社等を含む）が、利用者が検索により求める商品・役務情報を表示する際に、正当な理由がないのに、自社が提供する商品又は役務を競争関係にある他の商品又は役務よりも優先的に取り扱うことを禁止している（図 10）。

【図 10】



2 | 考え方³²

検索エンジン指定事業者が表示する検索結果について正当な理由なく、自社優遇することが禁止されている。また、例えば、「広告」や「スポンサー」と表示されるものであっても、公正かつ非差別的に行われた結果としてではなく、指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみが表示される場合には、競争関係にある他の商品又は役務よりも当該指定事業者等の商品又は役務を正当な理由なく優先的に取り扱うものとして、法第 9 条の規定の対象と認められうる。

3 | 想定される例³³

ある個別ソフトウェアの名称を検索語句として入力した検索結果において、指定事業者等のアプリストアからのダウンロードを促す表示を最上位に固定して表示することや、他の役務の名称を検索語句として入力した検索結果において、当該役務と同種の指定事業者等の役務に係る情報の表示を広告であるとして最上位に固定して表示することなどが挙げられている。

4 | 正当化事由にかかる例³⁴

正当化事由がある例として、ある商品又は役務を提供する他の事業者のウェブページがセキュリティ上の脆弱性により悪意のあるコンテンツにハッキングされていることが判明したため、スマートフ

³² 指針 p68～p72

³³ 指針 p72

³⁴ 指針 p73～p75

ンの利用に係るサイバーセキュリティの確保という目的の下で、その問題が解決されるまでの間、当該ウェブページが検索結果において表示されないように操作した結果、当該商品又は役務と競争関係にある指定事業者等の商品又は役務を提供するウェブページが相対的に上位に表示されることとなる場合などが挙げられている。

5 | 小括(DMA との比較等)

DMA でも検索結果表示において自社優遇は禁止されている。具体的に、GK は GK 自身によって提供されるサービスや製品に関するランキングと、それに関連するウェブサイト索引付与と巡回(indexing and crawling)について、類似する第三者のサービスや商品より有利に取り扱ってはならない。GK はランキング付与等にあたって透明性、公平性および非差別的条件を適用しなければならない(DMA6 条 5 項)とする。

事例としては Google Shopping 事件がある。これは Google (Alphabet) が自社の分野別検索サービスである Google Shopping の検索結果を Google 検索で優先的に表示したことが競争法に反するとされた事案である³⁵。また、DMA 施行後、欧州委員会は、Google が宿泊、旅行、EC、コンテンツ作成などの分野で活動する競合他社よりも自社の分野別検索サービスまたは仲介サービスを優遇している疑いがあり、DMA6 条 5 項に違反するとして、2024 年 3 月 25 日に Alphabet に対する調査を開始している。

12——法と DMA の全体的比較

1 | 適用範囲

DMA と法を比較すると、最も大きな違いとして、DMA はデジタルプラットフォーム提供者に幅広く適用されるのに対し、法では規制対象が基本動作ソフトウェア指定事業者、アプリストア指定事業者、およびブラウザ指定事業者および検索エンジン指定事業者に限定されていることである。より端的に言えば、法の適用は Apple と Google (Alphabet) に限られている。

そうするとまず、DMA で指定を受けている Amazon、ByteDance、Meta、Microsoft、Booking には適用がない。また、例えば法の適用がある Alphabet のサービスでも上記サービスに含まれないもの、例えば動画配信プラットフォームである YouTube には法の適用がない。

欧州の事例を見ると、例えば Amazon では自社プラットフォームである Market Place 上で出店事業者に最安値を要求する最恵国待遇条項やプラットフォームを利用する事業者のデータを競合する自社サービスに流用することなどで問題となったことがある³⁶。この点、適用範囲を広げるかどうかについてはなお議論の余地がある。

³⁵ 基礎研レポート「グーグルショッピング EU 競争法違反事件判決—欧州一般裁判所判決」<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=69734?site=nli> 参照。

³⁶ 米国の事例として基礎研レポート「Amazon に対する競争法訴訟—事実上の最安値要求は認められるか」<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=77581?site=nli>、欧州の事例として基礎研レポート「EU における Amazon の確約計画案—非公表情報の取扱など競争法事案への対応」<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=73040?site=nli> 参照。

2 | 規定内容

各章の小括で述べてきた通り、法の各規定は DMA にも類似規定が存在する。そこで逆に DMA にあって法にないもののうち、主要なものを挙げたい。

一つ目は「個人データの結合等の禁止 (DMA5 条 2 項)」である。DMA では異なるプラットフォーム間で個人のデータを突合することが禁止されている。具体的な事例としては、Meta が、2023 年 11 月に「支払か同意か」という広告モデルを採用したケースがある。Meta は Facebook や Instagram のユーザーに対して、パーソナライズされた広告を表示させる選択肢 (すなわち Meta の広告プラットフォームでの情報結合) と広告なしの月額サブスクリプションサービスという選択肢とを与えることとした。これに対し 2024 年 3 月に欧州委員会は DMA5 条 2 項違反かどうかの調査を開始し、2024 年 7 月 1 日に暫定的な調査結果として DMA 違反の懸念を公表したというものであった。なお、類似の規定として、プラットフォームの利用者に他のプラットフォームへの登録要求をしてはならないとする条文がある (DMA5 条 8 項)。

二つ目は広告主への広告手数料の開示 (DMA5 条 9 項)、媒体社への報酬開示 (DMA5 条 10 項) がある。これは端的に言えば Alphabet のオンライン広告サービスへの規制である。Alphabet は Google 検索に伴う一般検索テキスト広告市場での独占行為が違法であるとの判決が米国で下っている³⁷。日本でも公正取引委員会が排除命令を出している³⁸。

一般検索テキスト広告市場にとどまらず、オンライン広告全体での独占を問題視する主張もみられるところであり、広告プラットフォームでの規制はいずれかの形で導入することが考えられる。

ちなみに、本論では述べなかったスマートフォンにプレインストールされたアプリの削除とデフォルト設定変更を容易にすべきとの規定 (DMA6 条 3 項) やデータポータビリティの確保 (DMA6 条 9 項) などの特徴的な規定については、前者は法 12 条、後者は法 11 条が定めており、日本と EU で類似の規定となっている。

13 — おわりに

最後に独占禁止法と法の適用関係について触れておきたい。以前の基礎研レポートで述べた通り、DMA が EU 競争法 (欧州機能条約) の予防的法令として制定されたと同様、法は独占禁止法違反に典型的に該当する行為を禁止するものとして立法された³⁹。指針では「形式的な行為要件への該当性に基づき違反に係る事実認定を行うことで、競争制限行為を迅速に排除することを念頭に法を新たに制定した趣旨をふまえれば」独占禁止法より、法を優先して適用するものとされている。

DMA でも同様であるが、独占禁止法 (競争法) では排除行為や支配行為が行われた後に、その競争制限効果を公正取引委員会 (競争当局) が立証する必要がある。法によって、何が違法となるかを事前に明確化し、行為が行われれば正当化事由がない限り違反と確定する仕組みとなった。事業構造が

³⁷ 基礎研レポート「米国連邦地裁における Google の競争法敗訴判決～一般検索サービス市場と検索テキスト広告市場」

<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=80571?site=nli>

³⁸ 研究員の眼「公取委、Google に排除命令—その努力と限界」<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=81705?site=nli> 参照。

³⁹ 指針 p4

刻々と変化し、また勝者がすべてを獲得するというネット事業においては、迅速な解決が必要であり、法の制定意義は大きいものとする。

本資料記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と完全性を保証するものではありません。
また、本資料は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。